



# 新年のごあいさつ

知事 友末洋治

明けましておめでとう存じます。

ここにすがすがしい昭和三十一年の初春を迎え、まずもつて皆さんのいやます幸福と繁榮とを心から慶祝申し上げます。

昨年は幸いにも天の時を得て、農産も水産もともに豊作農漁まことに恵まれた良い年でありました。が、県政の面におきましては、財政窮乏にわざらわされて平年作以下に甘んじなければならなかつたのであります。

申すまでもなく本年はその所の如何を問わず、政治行政も財政経済も、はたまた産業文化とともに平和と安全、幸

開地の大開發を行い、そして安住の地とする。そうなると日本内地の人口は五千萬か六千万人となつて、吾々みんなが兎に角働けば食つて行かれ、そして人間らしい生活が

出来るようになる。

そんな夢が実現出来ないものだろうか？ 必らずしも不可能ではあるまい。そんな夢を見ながら昭和三十一年を働き通す考えであります。

## 解説

# 東成井地域の住民投票

九日現在で八郷町議会議員の選挙権を有するものとする。分離の決定は住民投票の結果有効投票の三分の二以上が分離に希望した場合

前記の議決された区域は、住民投票の区域

東成井小学校の通学区全域で客観的に見てもつとも妥当な線といわれている。もし分離問題についての議決に対する異議申立請願」を提出した。議長はこれを議会に報告した。議長はこれを議会に報告した。

東成井地域の分離問題は、

町に勧告して来た。

その頃八郷町は、町議教委の選舉を告示し、選舉戦のさ

い」とこにきまり、この問題に終止符がられたわけだが

分町派はこの住民投票実施の

議決に異議を申立てて

投票を棄権し、一月六日の町議会に分町再検討の請願を出したので、いかんながらすつきりした解決に至つていい

が、そのいきさつは次のよう

である。

東成井地域の分離問題に

議案 第百三号

が実施されることになつたの

であります。

東成井地域の分離問題に

記載

議決され、新年早々住民投票

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

ところが、一月六日開会の新議会に、東成井分町促進委員会代表仲野谷利雄外二名は町議高橋マツ、野村透一両氏の紹介で、「東成井地域の分離問題についての議決に対する異議申立請願」を提出した。議長はこれを議会に報告した。

東成井地域の分離問題は、

町に勧告して来た。

その頃八郷町は、町議教委の選舉を告示し、選舉戦のさ

い」とこにきまり、この問題に終止符がられたわけだが

分町派はこの住民投票実施の

議決に異議を申立てて

投票を棄権し、一月六日の町議会に分町再検討の請願を出したので、いかんながらすつきりした解決に至つていい

が、そのいきさつは次のよう

である。

東成井地域の分離問題に

記載

議案 第百三号

が実施されることになつたの

であります。

東成井地域の分離問題に

記載

議決され、新年早々住民投票

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り

に附議、次の議案が原案通り



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合



この地域に分町を希望するものと、これに反対する現状維持のものが入りまじつて深刻に対立しており、かりに町が一方的に分町派の希望をいれ竹原村に分離してやつても、この地区住民の対立が解決するとは思われず、又住民の幸福をもたらすものではない、

分町派が町の議決した区域に異議を申立て、投票拒否に

「八郷町が議決した住民の讀

否投票を行ひ地域は、町村合

併促進法第十一條の三の規定に基づいて、知事が勧告すると

出る気配を察知した県は、総務部長名で、

「八郷